

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月13日
【中間会計期間】	第81期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社ベリテ
【英訳名】	Vérité Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO ジャベリ・アルバン・キルティクマール
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8800
【事務連絡者氏名】	管理本部長 常川 博之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8821
【事務連絡者氏名】	管理本部長 常川 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 中間会計期間	第81期 中間会計期間	第80期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (百万円)	3,508	3,602	7,639
経常利益 (百万円)	274	236	835
中間(当期)純利益 (百万円)	154	132	502
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (千株)	27,230	27,230	27,230
純資産額 (百万円)	4,354	4,316	4,437
総資産額 (百万円)	7,501	7,308	7,661
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	5.69	4.87	18.52
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	10.05	9.25	20.10
自己資本比率 (%)	58.0	59.1	57.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	127	98	456
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	112	53	168
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	230	249	45
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	1,859	1,710	2,110

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に関する説明

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、賃上げに伴う個人消費マインドの増加、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復基調で推移しました。雇用・所得環境が改善するにつれて、この傾向は続くと思われま

す。社会経済活動の正常化に伴い、消費者の外出や百貨店・商業施設への来店頻度が高まり、2024年中間会計期間は訪日外国人観光客の消費額も増加傾向にありました。このような経済環境の中、株価上昇による富裕層効果やインバウンド消費の増加など、良好な経済環境を背景に宝飾品小売市場は拡大するものと考えています。

このような経営環境下において、当社としましては、コーポレート・ビジョンである「Diversity with Brilliance」を引き続き忠実に推進し、ジュエリーチェーンのパイオニアとしての豊富な実績を基に、お客様にご満足いただける質の高い接客技術の向上、顧客ニーズにあった魅力的な商品開発力の強化、粗利率の改善などへの積極的な取り組みにより、いかなる環境の変化にも対応できる強固な事業基盤の構築に努めております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は3,602百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は246百万円（前年同期比12.7%減）、経常利益236百万円（前年同期比14.1%減）、中間純利益132百万円（前年同期比14.4%減）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当中間会計期間末における総資産は、7,308百万円となり、前事業年度末と比べ352百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金の減少によるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は、2,992百万円となり、前事業年度末と比べ231百万円減少いたしました。これは主に、支払手形及び買掛金並びに未払金の減少によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、4,316百万円となり、前事業年度末と比べ121百万円減少いたしました。これは主に、配当金の支払いによるものであります。

この結果、自己資本比率は59.1%（前事業年度末は57.9%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比べ400百万円減少いたしました。当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の減少は98百万円（前年同期は資金の減少127百万円）となりました。これは主に、棚卸資産の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は53百万円（前年同期は資金の減少112百万円）となりました。これは主に、固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は249百万円（前年同期は資金の増加230百万円）となりました。これは主に、配当金の支払いによるものであります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,230,825
計	27,230,825

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年11月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	27,230,825	27,230,825	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	27,230,825	27,230,825	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	27,230	-	100	-	25

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ジュエルソース・ジャパン・ホールディングス株式会社	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33-8	13,615	50.18
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	431	1.59
株式会社オーエイ	神奈川県横浜市都筑区あゆみが丘15-12	340	1.26
大久保 仁雄	神奈川県横浜市都筑区	304	1.12
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	232	0.86
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9-7	230	0.85
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	196	0.72
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1 A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	170	0.63
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM E14 5HP (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	166	0.61
有賀 弘英	岐阜県瑞浪市	138	0.51
計	-	15,822	58.33

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,090,400	270,904	-
単元未満株式	普通株式 44,025	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,230,825	-	-
総株主の議決権	-	270,904	-

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区 鶴屋町三丁目33番8号	96,400	-	96,400	0.35
計	-	96,400	-	96,400	0.35

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

なお、Mazars有限責任監査法人は、2024年10月1日付けをもって、名称をForvis Mazars Japan 有限責任監査法人に変更しております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,121	1,721
受取手形及び売掛金	2,714	542
商品	2,951	3,307
貯蔵品	125	119
その他	436	327
流動資産合計	6,350	6,019
固定資産		
有形固定資産	475	473
無形固定資産	82	68
投資その他の資産		
敷金及び保証金	612	620
破産更生債権等	1	1
その他	141	126
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	753	747
固定資産合計	1,310	1,289
資産合計	7,661	7,308
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,101	953
短期借入金	1,500	1,500
未払法人税等	87	86
契約負債	19	17
株主優待引当金	7	3
その他	572	407
流動負債合計	3,197	2,969
固定負債		
その他	25	23
固定負債合計	25	23
負債合計	3,223	2,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	3,618	3,618
利益剰余金	707	588
自己株式	25	25
株主資本合計	4,399	4,280
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38	35
評価・換算差額等合計	38	35
純資産合計	4,437	4,316
負債純資産合計	7,661	7,308

(2) 【中間損益計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	3,508	3,602
売上原価	1,056	1,122
売上総利益	2,451	2,479
販売費及び一般管理費	2,169	2,232
営業利益	282	246
営業外収益		
受取配当金	0	1
その他	0	4
営業外収益合計	1	5
営業外費用		
支払利息	3	5
支払手数料	4	7
その他	1	2
営業外費用合計	9	16
経常利益	274	236
特別損失		
固定資産除却損	0	-
店舗撤退損	1	-
減損損失	4	0
特別損失合計	5	0
税引前中間純利益	268	235
法人税、住民税及び事業税	35	86
法人税等調整額	78	17
法人税等合計	114	103
中間純利益	154	132

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	268	235
減価償却費	56	56
減損損失	4	0
固定資産除却損	0	-
店舗撤退損	1	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
株主優待引当金の増減額(は減少)	3	3
為替差損益(は益)	-	0
支払手数料	4	7
支払利息	3	5
売上債権の増減額(は増加)	112	172
棚卸資産の増減額(は増加)	350	350
仕入債務の増減額(は減少)	237	56
その他	129	61
小計	205	6
支払手数料の支払額	7	10
利息の支払額	3	5
法人税等の支払額	320	87
その他	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	127	98
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	11	11
定期預金の払戻による収入	11	11
有形固定資産の取得による支出	87	42
無形固定資産の取得による支出	16	1
敷金及び保証金の差入による支出	11	14
敷金及び保証金の回収による収入	3	10
その他	1	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	112	53
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	500	-
配当金の支払額	269	249
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	230	249
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9	400
現金及び現金同等物の期首残高	1,869	2,110
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,859	1,710

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
受取手形割引高	199百万円	137百万円

2 中間会計期間末日満期手形

中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
受取手形	30百万円	- 百万円
支払手形	16	-

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料・手当	753百万円	801百万円
地代家賃	495	495

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	1,870百万円	1,721百万円
預入期間が3か月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	11	11
現金及び現金同等物	1,859	1,710

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年7月6日 取締役会	普通株式	272	10.05	2023年6月30日	2023年8月25日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年7月5日 取締役会	普通株式	250	9.25	2024年6月30日	2024年8月26日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は宝飾事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は宝飾事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
宝飾事業		
ダイヤ指輪	537	490
その他の指輪	378	363
ネックレス	1,158	1,063
装身具その他宝石	1,433	1,684
合計	3,508	3,602

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	5円69銭	4円87銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (百万円)	154	132
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	154	132
普通株式の期中平均株式数 (千株)	27,134	27,134

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

2024年 7 月 5 日開催の取締役会において、2024年 6 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり第 1 四半期配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- (1) 配当金の総額.....250百万円
- (2) 1 株当たりの金額..... 9 円25銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2024年 8 月 26 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月13日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 雅士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 理恵

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。